

第3節

森林・農地・沿岸海域の環境の保全

1 森林環境の保全

1-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水の緩和、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代へ引き継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-4-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成21(2009)年度には、国の経済対策に対応して全地域森林計画の変更を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-3-1 森林計画区

| 森林計画区名 | 包括区域 |
|--------|--------------------------------------|
| 北伊勢 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡 |
| 南伊勢 | 松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡 |
| 伊賀 | 伊賀市、名張市 |
| 尾鷲熊野 | 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡 |

(2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保、事業の合理化と雇用、就労環境の改善を積極的に進めなければなりません。このことから県では、林業事業体を認定し、地域林業の担い手として育成を進めています。

また、林業経営等を推進しようと意欲的に活動している森林・林業・木材産業の後継者グループの取組を支援しています。

表2-3-2 三重県認定林業事業体数の推移

| 三重県認定林業事業体 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業体数 | 51 | 51 | 50 | 51 | 50 | 51 |

表2-3-3 新規就労者数の推移

| 新規就労者数 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 | 25 | 32 | 40 | 23 | 29 | 33 | 36 | 32 |

(注) 40才未満の人を対象

表2-3-4 三重県内の林業研究グループ

| 組織数 | 17 |
|-----|-----|
| 会員数 | 340 |

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮を目指した、多様な森林づくりを進めています。

(4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」

県民運動の展開

暮らしの中での県産材利用を拡大するため、三重県木材CO₂固定量認証制度の創設や「三重の木ベンチ大賞」を実施しました。また、松阪市のウッドピアで開催した「三重の森林と木づかいフェア」において、木工教室や住宅相談などの普及啓発を行いました。

(5) 保安林の整備・管理

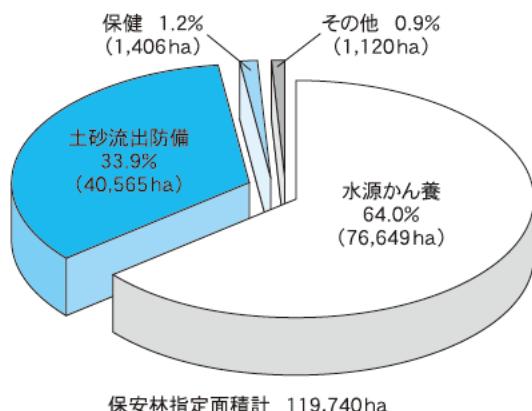
森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の32%に当たる119,740haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表2-3-5 保安林の役割と種類

| 主な役割 | 種類 |
|-----------------|-------------------------|
| 良質な水をはぐくむ保安林 | 水源かん養保安林、干害防備保安林 |
| 山崩れや土石流を防ぐ保安林 | 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 |
| その他災害を防ぐ保安林 | 防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など |
| 安らぎとうるおいを与える保安林 | 保健保安林、風致保安林 |
| 魚の生息や繁殖を助ける保安林 | 魚つき保安林 |

図2-3-1 保安林の現状（平成21年度末）



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49(1974)年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、515件、7,022ha(平成21年度末)に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

2章3節

表2-3-6 林地開発許可の状況（平成21年度）

| 開発目的 | 件数 | 面積 |
|----------|----|------|
| 工場・事業場用地 | — | — |
| 宅地造成 | — | — |
| ゴルフ場 | — | — |
| レジャー施設用地 | — | — |
| 土石採取 | 3件 | 11ha |
| その他 | 1件 | 6ha |
| 計 | 4件 | 17ha |

昭和49年から平成21年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

1-2 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の確保、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行ってています。

平成21(2009)年度には、市による防火水槽の整備を行いました。

表2-3-7 林業地域の生活基盤状況

| 実施地区 | 内 容 |
|----------------|-----------|
| 熊野 (H18~22) | (生活) 防火水槽 |

1-3 森林の公益的機能の向上

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成21(2009)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において中山間地域等直接支払により多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

三重県では平成5(1993)年度に「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、各種技術の開発・活用等による農薬投入量の節減や家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用の強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進してきました。

平成11(1999)年度には持続農業法をはじめとする環境3法（持続農業法・改正肥料取締法・家畜排

せつ物法）が整備され、平成14年度には、三重県独自の「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を制定し、環境に配慮して作られた農産物への認定と表示を行う制度の運用を開始しました。本制度においては土づくり技術・減農薬技術等の実施のほか生産記帳を義務付けており、人と自然にやさしい取り組みを総合的に実施する生産方式を進めています。

また、平成21年3月に「三重県環境保全型農業推進基本方針」を見直し、「みえの安全・安心農業生産推進方針」を策定しました。本方針では、生産者の「食の安全・安心を確保する取組」「環境に配慮した取組」を進めるとともに、消費者に、これらの取組や安全・安心な食材についての情報提供等を行います。

「食の安全・安心と環境を守る取組への理解」を進めることで、生産者と消費者が共に支え合う姿をめざしています。

表2-3-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

| 区 分 | 実施主体 | 内 容 |
|-----------------|------|--|
| 環境保全型農業の推進指導・啓発 | 三重県 | <ul style="list-style-type: none">○人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 686件○農地・水・環境保全向上対策事業の推進○環境保全型農業推進コンクール○農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか）○空中散布の安全指導 |
| 技 術 支 援 | 三重県 | <ul style="list-style-type: none">○病害虫発生余察情報提供（ホームページ） |

(2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は2,266人（平成22(2010)年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は15,554ha（平成21(2009)年3月末現在）となっています。

平成21(2009)年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成21(2009)年度は、全市町が耕作放棄地全体調査を行い、耕作放棄地解消計画の作成を進めています。

また、平成18(2006)年度からのモデル市町においては、花づくりや新規作物の導入など、独自の取り組みによる耕作放棄地解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産業の大規模化等による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となり、水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

このため、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、水質の悪化が進み、赤潮の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

このため、平成21(2009)年度も前年度に引き続き、漁場環境の変動の把握のため、水質調査、藻場調査、底質・ペントス調査を実施しました。

(2) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

海の環境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

平成21(2009)年度には、住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進めるた

め、県民やボランティア団体が主体となって行う、水辺でのさまざまな体験等の取り組みについて支援を行い、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海の環境情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境調査情報等の共有化を進めています。

(3) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的事故による漁業被害も生じています。

ア 赤潮の発生状況

平成21(2009)年の赤潮発生延日数は54日、赤潮による漁業被害は0件でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮の発生件数は0件、発生延日数は0日で、前年と対比すると件数で4件減少し、発生延日数は81日減少しました。

(イ) 志摩度会海域

赤潮発生件数は8件、発生延日数は33日で、前年と対比すると件数で横ばい、発生延日数は89日減少しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は4件、発生延日数は21日で、前年と対比すると件数は1件減少、発生延日数は15日増加しました。

表2-3-9 赤潮発生件数の推移

| 年 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発生件数 | 32 | 28 | 43 | 43 | 22 | 17 | 17 | 12 |

イ 油濁による漁業被害の発生状況

平成21(2009)年度においては油漏れなど油濁による漁業被害はありませんでした。

なお、平成21(2009)年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(4) 漁場環境の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成21(2009)年度には、次のような事業を実施しました。

表2-3-10 漁場環境の改善事業の実施状況

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 実施場所 |
|------------|----------|--------------|----------|
| 漁場環境保全創造事業 | 汚泥浚渫 | 三重県 | 英虞湾 |
| 県単沿岸漁場整備事業 | 底質改良剤の散布 | 神明真珠養殖漁協他2漁協 | 志摩市他1市1町 |

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成21(2009)年度は、伊勢湾2期地区、熊野地区及び錦地区において藻場の造成を実施しました。

表2-3-11 藻場・干潟造成の実施状況

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 実施地区 |
|------------|----------|------|-------|
| 漁場環境保全創造事業 | 藻場・干潟の造成 | 三重県 | 伊勢湾2期 |
| | 藻場の造成 | 三重県 | 錦・熊野 |